

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 3
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 4
- 利用料金の額の承認【産業経済局農林水産部総合農事センター】 9
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 1 0
- 利用料金の額の承認【産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課】 1 1

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【消防局総務部総務課】 1 7
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 1 8
- 特定調達契約の落札者の決定（5 件）【技術監理局契約部契約課】 1 9
- 特定調達契約の落札者の決定【環境局循環社会推進部施設課】 2 4

北九州市告示第161号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市が指定した指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町6番2号	平成30年4月1日か ら平成31年3月31 日まで

北九州市告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
5867	朽網東20号線	前	北九州市小倉南区朽網東四丁目58番4地先から 北九州市小倉南区朽網東四丁目57番4地先まで	8.5 ～ 13.3	18.8
		後	北九州市小倉南区朽網東四丁目58番4から 北九州市小倉南区朽網東四丁目57番10まで	7.4 ～ 9.2	18.8

北九州市告示第163号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	平成30年3月1日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所
	1台	平成30年	

		3月2日	
	3台	平成30年 3月9日	
	1台	平成30年 3月20日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	14台	平成30年 3月8日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	10台	平成30年 3月16日	
	15台	平成30年 3月23日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	4台	平成30年 3月20日	
小倉北区自転車放置禁 止区域外	9台	平成30年 3月2日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成30年 3月6日	
	3台	平成30年 3月9日	
	2台	平成30年 3月14日	
	25台	平成30年 3月15日	

	7 台	平成 3 0 年 3 月 2 0 日	
	1 台	平成 3 0 年 3 月 2 2 日	
	2 台	平成 3 0 年 3 月 2 7 日	
	1 台	平成 3 0 年 3 月 2 9 日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	7 台	平成 3 0 年 3 月 2 2 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁 止区域外	1 1 台	平成 3 0 年 3 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一 丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	平成 3 0 年 3 月 6 日	
	1 台	平成 3 0 年 3 月 7 日	
	7 5 台	平成 3 0 年 3 月 9 日	
	2 台	平成 3 0 年 3 月 1 3 日	
	1 台	平成 3 0 年 3 月 2 7 日	
	2 台	平成 3 0 年	

		3月28日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成30年3月7日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成30年3月7日	
若松区自転車放置禁止区域外	1台	平成30年3月15日	
	1台	平成30年3月20日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	2台	平成30年3月2日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	3台	平成30年3月15日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成30年3月15日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成30年3月26日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成30年3月6日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	6台	平成30年3月13日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	6台	平成30年3月14日	

J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 4 台	平成 3 0 年 3 月 1 9 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 9 台	平成 3 0 年 3 月 1 4 日	
戸畑区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 3 0 年 3 月 2 日	
	1 台	平成 3 0 年 3 月 1 6 日	

北九州市告示第 164 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間の北九州市立総合農事センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 5 条の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 4 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

冷暖房設備	展示ホール	全区画	30分又はその端数ごとに140円
		区画A	30分又はその端数ごとに110円
		区画B	30分又はその端数ごとに30円
	A研修室		30分又はその端数ごとに170円
	B研修室		30分又はその端数ごとに70円
	小会議室		30分又はその端数ごとに30円

北九州市告示第165号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市民活動サポートセンター・ムーブサテライト印刷機の賃貸料収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	平成30年4月1日か ら平成31年3月31 日まで

北九州市告示第166号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項及び福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例（平成15年北九州市条例第15号）第2条第3項の規定により、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの北九州市関門海峡ミュージアム等の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条及び福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例施行規則（平成15年北九州市規則第51号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

北九州市長 北橋健治

施設の種類	金額				備考
北九州市関門海峡ミュージアム	海峡こども広場入場料	個人	1人1回	100円	1歳未満の者については、利用料金を徴収しない。
		団体（30人以上）		80円	
—	9時～12時	12時～17時	17時～22時		営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
多目的ホール	円	円	円		
	1,100	1,700	2,800		
市民交流ギャラリー	800	1,300	—		
望遠鏡	1回（2分以内）100円				
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回（1日以内）1,000円			大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。
	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、3時間以内の駐車は1台につき1時間又はその端数ごとに200円、3時間を超えて12時間以内の			

		駐車は1台につき 800円とする。) 第3条に規定する ところによる。
		回数 200円券11枚につき2,000円	
		券 200円券100枚につき16,000円	
		200円券1,000枚につき130,000円	
		200円券5,000枚につき500,000円	
映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	オーバーヘッドカメラ	1台につき1時間又はその端数ごとに375円	
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円	
	デジタルビデオデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	デジタルビデオディスクデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに700円	
	レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに250円	
音響設備	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円	

	マイクロホンス タンド（卓上型 ）	1本につき1時間又 はその端数ごとに25 円	
	マイクロホンス タンド（床置型 ）	1本につき1時間又 はその端数ごとに50 円	
	ホール備付音響 システム	1式につき1時間又 はその端数ごとに 2,000円	
	ワイヤレスマイ ク	1式につき1時間又 はその端数ごとに 500円	
照明設備	アッパーホリゾ ントライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
	ローアホリゾン トライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
	スポットライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに60 円	
	ピンスポットラ イト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 325円	
	ボーダーライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
舞台設備	演台	1台につき1時間又 はその端数ごとに75 円	
	簡易ステージ	1台につき1時間又 はその端数ごとに75 円	

		ユニット式ステージ		1式につき1時間又はその端数ごとに1,300円		
		コードリール		1個につき1時間又はその端数ごとに75円		
		花台		1台につき1時間又はその端数ごとに50円		
	その他の設備・器具	展示用パネル		1台につき1日ごとに200円		
	冷暖房設備	多目的ホール		30分又はその端数ごとに130円		
		市民交流ギャラリー		30分又はその端数ごとに140円		
福岡県関門海峡ミュージアム	展示室観覧料	—	大人	小・中学校の児童及び生徒		
		個人	500円	200円		
		団体(30人以上)	400円	160円		
北九州市旧大阪商船	展示室	陳列品の観覧料	—	大人	小・中学校の児童及び生徒	
			個人	1	100円	50円
			団体(30人以上)	1回	80円	40円
	多目的ホール	9時～12時	12時～17時	17時～22時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額と	
		700円	1,100円	1,800円		

					する。	
	ピアノ	5時間又はその端数ごとに1,000円			ピアノ利用料には、調律料を含まない。	
	冷暖房設備	多目的ホール	30分又はその端数ごとに210円			
北九州市旧門司三井倶楽部	2階	—	大人	小・中学校の児童及び生徒		
	入館料	個人	1人1回	100円	50円	
		団体（30人以上）		80円	40円	
	多目的スペース	9時～12時	12時～17時	17時～22時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。	
		700円	1,100円	1,800円		
		ピアノ	5時間又はその端数ごとに5,000円			ピアノ利用料には、調律料を含まない。
		冷暖房設備	多目的スペース	30分又はその端数ごとに100円		
北九州市門司港レトロ観光物産館	—	9時～17時	17時～22時		営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。	
	多目的ホールA・B	1時間又はその端数ごとに500円	1時間又はその端数ごとに800円			
	多目的ホールA	1時間又はその端数ごとに250円	1時間又はその端数ごとに400円			
	多目的ホールB	1時間又はその端数ごとに250円	1時間又はその端数ごとに400円			
	冷暖房設備	多目的ホールA・	30分又はその端			

	備	B	数ごとに420円		
		多目的ホールA	30分又はその端 数ごとに210円		
		多目的ホールB	30分又はその端 数ごとに210円		
北九州市門 司港レトロ 駐車場	大型自動 車及び中 型自動車	1台1回(1日以内)1,000円			大型自動車、中型自 動車及び普通自動車 の区分は、改正前の 道路交通法第3条に 規定するところによ る。
		普通自動 車	駐車を開始した時から12時間ごとに 、3時間以内の駐車は1台につき1時 間又はその端数ごとに200円、3時間 を超えて12時間以内の駐車は1台に つき800円とする。		
	回数	200円券11枚につき2,000円			
	券	200円券100枚につき16,000 円			
		200円券1,000枚につき 130,000円			
		200円券5,000枚につき 500,000円			
北九州市門 司港レトロ 展望室	展望室入 館料	—	大人	小・中学校の 児童及び生徒	
		個人	1人1	300円	150円
	団体(回 30人 以上)		240円	120円	
	望遠鏡	1回(2分以内)100円			

北九州市公告第 2 2 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
消防通信指令システム保守業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市消防局総務部総務課
北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 3 0 年 3 月 2 6 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 3 番 1 5 号
- 5 契約金額
1 億 5, 0 3 3 万 6, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第222号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月13日

北九州市長 北橋健治

1 調達内容	購入品目及び数量	ムービングラック 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期間	平成30年8月6日から同年10月15日まで
	納入場所	北九州市立総合療育センター（北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成30年4月20日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成30年5月1日から同月17日まで（注2）の午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成30年5月18日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格者名簿をいう。		
注2 この公告第3項、第4項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第 2 2 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
再生紙（市内事業所配送分）
再生紙 A 4 2 万 9 , 0 0 0 箱
再生紙 A 3 2 , 5 5 0 箱
再生紙 B 4 2 0 0 箱
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 3 月 1 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
赤川紙株式会社
北九州市小倉北区赤坂海岸 9 番 7 号
- 5 落札金額
1 箱当たりの金額
再生紙 A 4 1 , 1 4 8 円
再生紙 A 3 1 , 3 7 7 円
再生紙 B 4 1 , 7 1 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 0 年 2 月 1 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
再生紙（学校配送分）
再生紙 A 4 2 万 2 , 5 0 0 箱
再生紙 A 3 1 , 8 0 0 箱
再生紙 B 4 1 万 5 , 0 0 0 箱
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 3 月 1 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
キングテック株式会社
北九州市小倉北区東港二丁目 5 番 1 号
- 5 落札金額
1 箱当たりの金額
再生紙 A 4 1 , 1 3 9 円
再生紙 A 3 1 , 3 6 0 円
再生紙 B 4 1 , 7 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 0 年 2 月 1 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
コークス 2, 1 4 0 トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 3 月 1 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社三誠商会
北九州市八幡東区西本町一丁目 1 0 番 8 号
- 5 落札金額
1 トン当たりの金額 4 万 6, 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 0 年 2 月 1 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（4 月分） 1 9 キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 3 月 2 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目 2 番 3 9 号
- 5 落札金額
1 キロリットル当たりの金額 6 万 3 , 9 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 0 年 2 月 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（4 月分） 3 万 6 , 2 0 0 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 3 月 2 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目 2 番 3 9 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 8 4 円 9 0 銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 0 年 2 月 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 228 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市皇后崎工場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市環境局循環社会推進部施設課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 2 月 21 日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
3, 538 万 3, 086 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 30 年 1 月 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。